開発許可申請等手続マニュアル

ＴＳＵ　ＣＩＴＹ

令和５年１０月

津　　　市

はじめに

ご案内のように、都市計画法は、都市計画区域を市街化を促進すべき区域としての「市街化区域」と市街化を抑制すべき区域としての「市街化調整区域」に区域区分し、段階的かつ計画的に市街化を図っていくこととしています。

この目的を担保するとともに、都市計画区域内の開発行為について、必要となる公共施設等の整備など良質な宅地水準を確保することを目的として創設されたのが開発許可制度です。当該制度は、本来的には都市計画区域を対象としたものでしたが、近年では、モータリゼーションの進展などにより都市計画区域外の都市的な土地利用が全国的に広がっている状況を踏まえ、都市計画区域外の開発行為であっても、許可の対象とされるようになっています。

本市におきましては、地域の実状を踏まえ、「津市開発事業に関する指導要綱」や「津市開発技術基準」等により、種々の点について開発事業関係者の皆様のご理解、ご協力をお願いしているところです。

本書は、このような開発許可等の申請手続に関し、皆様方の一層のご理解、ご協力のもと、業務がより適正かつ効率的になされるためのガイドブックとしてご利用いただけるよう作成したものです。

なお、紙面の都合上、各項目ごとにそれぞれの手続事務に関する重要ポイントを中心に記述していますので、都市計画法等の関係規定の条項解説書である三重県の「開発許可制度事務ハンドブック」や「宅地等開発事業に関する技術マニュアル」等とあわせてご利用いただき、特殊なケースやより詳細な事項につきましては、別途ご確認いただきますようお願いします。

最後に、本書は、より活用しやすい手続マニュアルを目指し、今後も法改正等に伴う改訂なども予定していますので、皆様方のご意見、ご要望をいただければ幸いです。

平成１８年１月

津　　市